

コベカツクラブ「みなと釣具フィッシングクラブ『MINATO-X』」規約

運営：株式会社 MINATO（みなと釣具） / クラブ ID：001760

第1章 総則

第1条（名称） 本クラブは、みなと釣具フィッシングクラブ MINATO-X（以下「本クラブ」という）と称し、株式会社 MINATO（みなと釣具）が運営する。

第2条（目的） 本クラブは、フィッシング（釣り）の活動を通じ、子供たちが学校生活とはまた違った形での多様な体験や豊かな交流を得て、健やかな成長につなげることを目的とする。あわせて、海の環境を守る意識、命をいただく食育、地域とのつながりを育むことを目指す。

第3条（活動） 本クラブの活動は、文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」及び神戸市教育委員会「「コベカツクラブ」のあり方についての方針（令和6年12月）」を踏まえたものとする。

第2章 クラブへの参加

第4条（入会） 本クラブに入会しようとする者及びその保護者は、本規約を遵守するとともにクラブの円滑な運営に協力することとし、別紙様式1「入会届」を本クラブに提出し承認を得るものとする。

2 入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日（カリキュラム修了時）までとする。

3 本クラブのカリキュラムは原則1年とし、年度末をもって修了する。次年度以降の参加を希望する場合の取扱い、別途定める。

第5条（入会金） 入会金は3,000円（税込）とし、初回入会日に現金にて納入するものとする。

第6条（会費） 本クラブの会費は、1人月額2,000円（税込。竿・リール・ライフジャケット等の貸出道具のレンタルを含む）とする。

2 会費は、入会日が属する月から退会日が属する月分を支払うものとする（月単位とし、日割りは行わない）。

3 遠征・乗船・大会等に係る経費、仕掛け・エサ等の実費、備品の購入費等は、別途徴収することができる。

4 会費の支払いが2か月以上遅延した参加者は、参加をお断りすることがある。

5 会費は、神戸市「コベカツサポート」の決済機能により集金する。

第7条（退会） 退会する場合は、退会を希望する月の前月末日までに別紙様式2「退会届」を本クラブに提出するものとする。納入済みの会費は月割りのため、日割り返金を行わない。

2 参加者またはその保護者による、スタッフや他の参加者等への暴言・脅迫・過度な要求などのハラスメント、暴力行為等が発覚した場合、本クラブは即時に退会処分とし、以降の参加を一切お断りする。

第8条（休会） 休会を希望する場合は、休会を希望する月の前月末日までに本クラブに申し出るものとする。

2 休会中は、月会費を不要とする（請求を停止する）。

3 休会は、1回の申請につき最大3か月とし、延長は再申請による。

4 復帰を希望する場合は、復帰を希望する月の前月末日までに連絡し、定員に空きがある場合に復帰できる（満員時はキャンセル待ちとする）。

5 休会中は、貸出道具を一旦返却するものとする。

第3章 組織

第9条（役員） 本クラブには、次の役員を選任し、役員に欠員が生じた場合は直ちに補充するものとする。

（1）代表（責任者） 1名

（2）副代表 1名

（3）会計 1名

2 役員は、総会において選任及び解任する。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条（会議） 本クラブは、総会及び役員会を置く。

第11条（総会） 総会は、次の事項を決定する際に開催する（通常年1回）。規約の変更／年間の活動方針・計画／年度毎の決算（会計報告）及び予算／役員の選任又は解任／会費等の金額の変更。総会は運営に関わるスタッフ全員で構成し、その3分の2をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは代表が決する。

第12条（役員会） 役員会は、月ごとの活動計画／指導者等の変更／その他運営に必要な事項を決定する際に開催する。役員3名で構成し、その3分の2をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは代表が決する。

第4章 会計

第13条（会計） 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、決算は総会で審議・承認し、保護者等関係者に対する会計報告（情報開示）を年1回以上行う。

第5章 その他

第14条（貸出道具） 本クラブが貸与する道具等について、通常の使用による破損は請求しない。ただし、故意又は重大な過失による破損、及び紛失・未返却の場合は、実費を請求することがある。

第15条（事故の責任） 参加者は、本クラブの活動に際して、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。なお、本条は本クラブ及び指導者の故意又は過失による責任を免れさせるものではない。

- 第 16 条（保険加入）** 参加者及び指導者は、活動中における怪我等に備え、スポーツ安全保険等に参加する。神戸市立中学校に在籍する生徒は神戸市の負担により加入し、指導者は、本クラブが取りまとめて加入する。
- 第 17 条（個人情報の管理）** 本クラブは、活動により得られた個人情報を「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し適正に取り扱う。法令等により求められた場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に開示又は提供しない。関係者は、活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせてはならない。
- 第 18 条（写真等の取扱い）** 活動中に撮影した写真・動画等の掲載は、入会届及び保護者同意書で示された範囲で行い、撤回の申出があった場合は速やかに対応する。
- 第 19 条（その他）** この規約に定めのない事項及び運営上の支障をきたしている場合又はそのおそれがある場合は、役員会の決議により対応を決定する。

附則

- 1 この規約は、令和 8 年 9 月 12 日から施行する。
- 2 本クラブの役員は、次に掲げる者とする。
- 代表（責任者）

安藤 宏益

副代表

大西 大

会計

浪花 素子
- 3 外部講師（指導者） 吉田 泰宏

別表（運営・活動体制）

運営・活動体制	代表（責任者） 1 名／副代表 1 名／会計 1 名 ナビゲーター（指導者） 3 名（うち外部講師 1 名）
活動内容	フィッシング（座学＋実釣）、海の環境学習・食育
活動頻度	月 2 回（第 2 土曜…座学／第 4 土曜…実釣）
参加者の範囲	神戸市立中学校の生徒（1 ～ 3 年）
定 員	8 名前後